

委員会提出議案第1号

取手市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年 2月28日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 佐藤 隆治

提案理由

政務活動費に係る収支報告書への押印の見直しに合わせて、当該収支報告書の様式を規則で定めることとするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

取手市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(収支報告書の提出)</p> <p>第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、政務活動費に係る収入及び支出並びにその明細を記載した報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、領収書の原本を添付して議長に提出しなければならない。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p>	<p>(収支報告書の提出)</p> <p>第6条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、<u>別記様式により</u>、政務活動費に係る収入及び支出並びにその明細を記載した報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、領収書の原本を添付して議長に提出しなければならない。</p> <p>2 から 4 まで (略)</p>

別記様式を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の取手市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の取手市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。